

新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針

令和3年10月1日～

活動レベル	危機対策本部の判断の目安	教育活動 (講義・演習・実習・試験)	学生の課外活動	学内会議・行事等	学生・学外者の入構等	研 究	その他(教職員の勤務他)
0	通常 平常時 政府より「終息宣言」が出された場合	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
1	注意 感染者数は一定程度にとどまっているが、今後感染の拡大のおそれがある場合	感染防止措置の上 ・対面による講義・実習・試験等は人数を限定して実施する ・オンライン授業を併用する	・感染防止措置に最大限配慮して実施する	感染防止措置の上 ・対面による会議を実施する ・オンライン会議を推奨する ・必要性が高い行事のみ実施する	感染防止措置の上 ・学生入構可 ・来客可	感染防止措置の上 ・研究活動を継続する ・セミナー等を開催する ・セミナー等へ参加する	感染防止措置の上 ・業務を遂行する ・リスクの高い地域への不要不急の出張等を自粛する
2	厳重注意 感染への高度な警戒が必要な場合	感染防止措置の上 ・対面による講義・実習・試験等は人数を限定して実施する ・オンライン授業を併用する	・許可を得た活動のみ、感染防止措置の上、実施する	・会議は原則オンラインで行う。対面で行う場合は教室等の収容人数以内とする。 ・必要性が高い行事のみ実施する	感染防止措置の上 ・学生入構可 ・来客可	感染防止措置の上 ・研究活動を継続する ・学内でセミナー等を開催する場合は教室等の収容人数以内とし、使用目的に応じ三密を最大限回避した適切な環境を整える ・学外のセミナー等へは感染リスクが高いと考えられる場合には参加しない	感染防止措置の上 ・業務を遂行する ・可能な場合は在宅勤務を行う ・リスクの高い地域への不要不急の出張等を禁止する
3	警戒 愛知県に「緊急事態宣言」が発令されたが、一斉休校の要請が出されていない場合、またそれに準ずる場合	・原則オンラインで授業を実施する ・原則オンラインでテストを実施する ・実習・演習等は人数を限定して実施する	許可を得た活動のみ、感染防止措置の上、必要最低限の時間に限り実施する	・会議は原則オンラインで行う ・行事は原則延期または中止する	感染防止措置の上 ・学生入構可(時間を短縮する) ・来客可	・感染防止措置の上、研究活動を継続する ・セミナー等を開催しない(オンライン可) ・セミナー等へ参加しない(オンライン可)	・在宅勤務をする場合は、所属長に申出、手続きを行う ・原則出張等を禁止する
4	厳重警戒 愛知県に「緊急事態宣言」が発令され、一斉休校の要請が出された場合	・原則オンラインで授業を実施する ・原則オンラインでテストを実施する ・実習・演習等は他の方法によることができない場合のみ実施することができる	・原則活動を禁止する ・ミーティングはオンラインで実施する	・原則オンラインで会議を実施する(個人情報保護、守秘義務等の観点からオンラインで実施することが適当ではない場合に限り、法人は理事長、大学は学長が認めた場合に限り、対面会議可) ・行事は原則延期または中止する	・学生は原則登校禁止 ・感染防止措置の上、対面授業、卒業研究、およびオンライン授業を受けるための無線LAN利用等許可を得た学生の入構は可 ・来客対応は原則オンラインで行う	・原則研究活動は在宅で継続する ・セミナー等を開催しない(オンライン可) ・セミナー等へ参加しない(オンライン可)	・在宅勤務をする場合は、所属長に申出、手続きを行う ・全ての出張等を禁止する
5	危険 重篤な緊急事態	・全てオンラインで授業を実施する ・全てオンラインでテストを実施する ・実習・演習等を禁止する	・全ての活動を禁止する ・ミーティングはオンラインで実施する	・会議は全てオンラインで行う ・行事は延期または中止する	・学生の入構禁止 ・学外者の入構禁止(来客対応はオンラインで行う)	・研究活動は在宅で継続する ・セミナー等を開催しない(オンライン可) ・セミナー等へ参加しない(オンライン可)	・出勤して行わなければならない業務以外は在宅勤務とする

〈活動指針について〉

- ①活動レベルは、政府、自治体等による要請と、国内全体、東海3県の感染状況等を総合的に勘案し、危機対策本部が決定する。
- ②学内で感染者が発生した場合等は、自治体や保健所の指導に従い、一時的に運用を変更することがある。
- ③危機対策本部は、この活動指針を状況に応じ随時見直しを行う。
- ④上記活動指針に従って行動するが、政府機関等の通達により、活動指針によらず対策本部が対応を決定することがある。